平成２７年（フ）第４１号
北海道小樽市入船５丁目24番16号、前住所北海道小樽市入船４丁目５番15号　カーム入船405号室
債務者　池田　奉昭
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３２７号
宮城県多賀城市高橋１丁目19番25号　ディアコート多賀城Ａ―102号
債務者　武田　叔郎
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
秋田市南通宮田８番21号　フレグランス南通103号、前住所秋田市下新城中野字街道端西302番地
債務者　村山　高彦
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７号
秋田市南通宮田８番21号　フレグランス南通103号、前住所秋田市下新城中野字街道端西302番地
債務者　村山美和子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９号
福島県いわき市錦町鶴ケ町37番地の４
債務者　深澤　智浩
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１１号
茨城県潮来市日の出１丁目17番地５　県営浪逆第２アパート４―102
債務者　土居　慶久
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１９号
茨城県鹿嶋市大字鉢形405番地33富士港運光志寮306
債務者　澤井　　徹
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第６２号
茨城県桜川市高久2131番地94
債務者　鴻田　保枝
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２６５号
千葉県市原市皆吉1571番地540
債務者　渡邉　義正
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６６号
千葉県市原市皆吉1571番地540
債務者　渡邉　ふみ
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９５号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番14棟106号
債務者　松井千惠子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０５号
千葉県市川市新田３丁目16番13―104号　グレースマキノＮＯ．３
債務者　石川なつみ
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
新潟市東区新石山１丁目７番地２　ハイツ黒井201号、前住所新潟市東区猿ヶ馬場２丁目６番１号
債務者　金藤　祐子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３０号
新潟市北区新崎２丁目３番31号
債務者　武田　朋宏
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３１号
新潟市北区新崎２丁目３番31号
債務者　武田　育子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９４号
山梨県山梨市小原西300番地10
債務者　武藤加代子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係